

令和6年度和歌山県障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する方針

1 趣旨

本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条及び第10条の規定に基づき、本県における障害者就労施設等から物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進及び公契約における障害者の就業を促進するための方針を定める。

2 調達方針の適用範囲

本方針の適用範囲は、県の全ての機関（知事部局、議会事務局、教育庁（県立学校を含む）、各種行政委員会事務局、警察本部、地方機関及びこれらの出先機関（以下「各機関等」という。））とする。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

本方針の調達の対象となる障害者就労施設等は、その所在地又は住所が県内にある、障害者優先調達推進法第2条第4項に規定する施設等（別紙1）とする。

4 調達目標

障害者就労施設等からの物品等の調達に関する目標額については、前年度の調達実績を上回る額とする。

5 調達の対象となる物品等

本方針の対象となる物品等は、県が契約によって調達する物品等のうち、障害者就労施設等で受注することが可能なものを幅広く対象とする。なお、例示すると、次のア及びイのとおりである。

ア 物品

消耗品、各種記念品、食料品・飲料品、その他物品

イ 役務

印刷、クリーニング、清掃・除草作業、情報処理、その他の役務

6 調達推進のための具体的取組

4に定める調達目標を達成するため、福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課（以下「障害福祉課」という。）及び各機関等は、次の取組を行うものとする。

（1）調達の推進体制

障害福祉課は、障害者就労施設等からの物品等の調達を効果的に実施していくために、各機関等を対象とする会議等を開催し、実施状況の把握や協力依頼等を行い、調達を推進する。

また、障害福祉課は、各機関に制度周知を行い、各機関は、障害者優先調達推進法の趣旨に則り必要となる予算確保と積極的な制度活用を行う。

(2) 随意契約の活用

各機関等は、物品等の調達に当たっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）の規定に基づく随意契約を活用し、予算の適正な執行並びに競争性及び透明性の確保に配慮しつつ、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

(3) 共同受注窓口について

ア 各種照会等への対応及び障害者就労施設等との調整

障害福祉課又は別紙2に定める共同受注窓口は、各種照会等への対応及び障害者就労施設等との調整を行う。

イ 調達推進のために必要な情報提供

障害福祉課は、前項の共同受注窓口と連携し、障害者就労施設等が供給できる物品等について情報収集し、当該情報を取りまとめた資料を作成して県ホームページに掲載するとともに、当該資料を各機関等に提供する。

ウ 共同受注窓口の活用による障害者就労施設等への発注

県に申請し、認定を受けた障害者支援施設等共同受注窓口※は、(2)の第3号随意契約の相手方の対象となる。障害福祉課は、当該共同受注窓口の積極的な活用を促す。
※和歌山県障害者支援施設等に準ずる者の認定等に関する要領に基づき、障害者就労施設等共同受注窓口の認定を受けた者。

(4) 障害者就労施設等への配慮

各機関等は、物品等の調達に当たっては、事業の適正な実施及び効果を達成することに留意しつつ、可能な限り障害者就労施設等の特性に配慮した仕様、納期や履行期間の設定等について配慮に努める。

(5) 県の主催行事等の活用

各機関等は、当該機関等や関係団体等が実施する各種行事やイベント等の情報を障害福祉課に提供するとともに、当該機関等が各種行事等を実施するに当たっては、販売スペースの確保に配慮する等販売機会の確保及び県民等へのPRに努めるものとする。

(6) 障害者就労施設等への働きかけ

障害者就労施設等に対して、物品等の質の向上や品目の拡大等調達の拡大に向けた主体的かつ前向きな取組を促すこととする。

7 調達方針及び調達実績の公表

(1) 本方針を策定したとき又は本方針の見直しを行ったときは、県ホームページで公表

する。

- (2) 本方針に基づく各機関等の調達実績は、会計年度終了後速やかに障害福祉課が取りまとめ、その概要を県ホームページで公表する。

8 公契約における障害者の就業を促進するための措置

各機関等は、公契約について、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する法定雇用障害者数を超える障害者を雇用していることに配慮する等、障害者の就労を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。

9 市町村等との連携による全県的な取組の推進

県は、市町村や地方独立行政法人が行う障害者就労施設等からの物品等の調達を促進するため、共同受注窓口の活用、障害者就労施設等に関する情報提供や情報共有に努める等連携を図りながら、全県的な取組を推進する。

10 その他

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。
- (2) 本方針の担当窓口は、障害福祉課とする。
- (3) 障害者就労施設等からの物品等の調達にあたっては、県の調達に関する他の施策との調和を図ることとする。

障害者総合支援法に基づく事業所・施設等（障害福祉サービス事業所等）

- 就労移行支援事業所
- 就労継続支援事業所（A型・B型）
- 生活介護事業所
- 障害者支援施設
（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
- 地域活動支援センター
- 小規模作業所

障害者を多数雇用している企業

- 障害者雇用促進法の特例子会社
- 重度障害者多数雇用事業所（※）

（※） 重度障害者多数雇用事業所の要件

- ① 障害者の雇用者数が5人以上
- ② 障害者の割合が従業員の20%以上
- ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

在宅就業障害者等

- 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者
（在宅就業障害者）
- 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

共同受注窓口

(各種照会への対応・障害者就労施設との調整・情報収集等を行う者)

団体名	住 所	電 話 番 号
一般社団法人協働	和歌山市北出島一丁目2-18	073-488-7758
一般社団法人和歌山県セルフセンター	和歌山市美園町5丁目4-6	073-499-6142

各障害福祉圏域共同受注窓口

(各種照会への対応・障害者就労施設との調整・情報収集等を行う者)

圏域	対象市町村	担 当 窓 口		住 所	電話番号
和歌山市	和歌山市	就労部会 事務局	地域活動支援センター櫻	和歌山市塩屋3丁目6-2	073 444-2468
海 草	海南市・紀美野町	就労部会 事務局	海草圏域障害児者相談支援事業所らん	海南市大野中732-1	073 488-6314
那 賀	岩出市・紀の川市	就労部会 事務局	障害者就業・生活支援センターフロンティア	岩出市東坂本6-1	0736 61-6300
伊 都	橋本市・かつらぎ町 九度山町・高野町	就労部会 事務局	伊都障がい者就業・生活支援センター	橋本市東家一丁目3-1 橋本市保健福祉センター内	0736 33-1913
有 田	有田市・湯浅町・広川町 有田川町	就労部会 事務局	紀中障害者就業・生活支援センターわーくねっと	御坊市湯川町丸山478-1	0738 23-1955
日 高	御坊市・美浜町・日高町 由良町・印南町・日高川町	就労部会 事務局	紀中障害者就業・生活支援センターわーくねっと	御坊市湯川町丸山478-1	0738 23-1955
西牟婁	田辺市・みなべ町・白浜町 上富田町・すさみ町	就労部会 事務局	基幹相談支援センターにしむろ	田辺市高雄一丁目23-1 田辺市民総合センター1階	0739 33-7492
東牟婁	新宮市・那智勝浦町・太地町 古座川町・北山村・串本町	就労部会 事務局	東牟婁圏域障害者就業・生活支援センターあーち	新宮市野田1-8	0735 21-7113

障害者支援施設等共同受注窓口

(和歌山県障害者支援施設等に準ずる者の認定等に関する要領に基づき認定を受けた共同受注窓口)

団体名	住 所	電 話 番 号
一般社団法人和歌山県セルフセンター	和歌山市美園町5丁目4-6	073-499-6142
社会福祉法人おもと会	有田郡有田川町長谷川321-1	0737-32-2370
社会福祉法人博芳福祉会	橋本市東家6丁目347番5	0736-32-7002